

嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業
嘉手納町一般介護予防事業 「ロコモアップ教室」 仕様書

1. 事業目的

地域の高齢者が、運動器の機能向上の重要性を理解し実践する事で、地域において介護予防に資する自発的な活動が実施され、主体的に介護予防に向けた取り組みが実施されることを目的とする。

2. 事業対象者

町内に住所を有する 70 歳以上の者で、医師から運動を制限されていない者。

3. 実施場所

- ① 東区コミュニティーセンター
- ② 県営嘉手納高層住宅 集会場
- ③ 西浜区コミュニティーセンター

4. 委託事業概要

運動器の機能向上プログラムを集团的・通所形態により実施する。

(1) 実施期間

- ① 事前申込受付（予定）：各会場にて事前申込日を設けて受付を行う（計 3 回）
 - ・西浜区コミュニティーセンター 令和 4 年 6 月 16 日 午後 2 時
 - ・県営嘉手納高層住宅 集会場 令和 4 年 6 月 17 日 午後 2 時
 - ・東区コミュニティーセンター 令和 4 年 6 月 21 日 午前 10 時
- ② 教室開催期間（予定）：令和 4 年 6 月～令和 5 年 3 月（祝日や旧盆を除く）
 - ・西浜区コミュニティーセンター 毎週木曜日 午後 2 時（6 月 30 日開始）
 - ・県営嘉手納高層住宅 集会場 毎週金曜日 午後 2 時（7 月 1 日開始）
 - ・東区コミュニティーセンター 毎週火曜日 午前 10 時（7 月 5 日開始）

(2) 事業時間

1 回あたり 60 分とする（会場準備・運動前後の健康チェック、片付け等は含まない）。

(3) 教室開催回数

1 会場につき通年で 35 回開催（計 105 回）。

ただし、沖縄県において新型コロナウイルス感染症流行に関する緊急事態宣言の発令や蔓延防止等重点措置の指定を受けた場合、または沖縄県の警戒レベル指標が感染蔓延期「レベル 3A」以上になった場合は、解除または引き下げられるまでの期間は、教室を開催しないものとする。

(4) 定員

西浜区及び東区コミュニティーセンターは、各会場 10 名まで
県営嘉手納高層住宅集会場については、7 名まで

(5) 実施内容

① 参加者の事前申込受付（1会場毎に1回）に参加する。

② 体力測定（教室開始時及び終了時）

③ 事前・事後のアセスメント及び評価

④ 運動器の機能向上プログラムの実施

対象に応じた運動方法の個別アドバイス、理論に基づいた介護予防知識の提供を行い、特別な道具を用いずに個々が継続して行える運動を実施し、主体的に健康づくり・介護予防が行えるよう指導する。

⑤ 地域での自主活動化にむけた指導内容の工夫を行う

⑥ 地域包括支援センターへの報告・相談

⑦ 東区コミュニティーセンターで開催する教室については、希望する参加者に対して送迎を行う。

(6) 参加費用

利用については、無料とする。

5. 実施体制

(1) 人員体制

健康運動指導士または介護予防運動指導員等、運動器の機能向上事業の実施が可能な資格を有する者1名と補助員1名以上。

(2) 安全管理

事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドラインを作成し、事業実施者が対策（物品の消毒、換気、会場配置等）を行うこと。

6. 傷害保険

事業実施者において加入すること。

7. 個人情報の保護

(1) 業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例（平成14年条例第25号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。

(2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8. 実施報告

受託事業者は、実施報告書を委託料請求書とともに実施翌月10日までに提出すること。また、事業終了時には評価を含めた実施報告書（プログラムの概要、実施場所、参加人数、実務担当者名、総評、考察、課題等がまとめられたもの）を提出すること。

9. 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から30日以内に支払うものとする。

10. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。